

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成28年2月18日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者	吉 井 隆 平	（千葉地方裁判所刑事第1部判事）
裁判官	蛭 原 意	（千葉地方裁判所刑事第1部判事）
裁判官	斉 藤 仁 美	（千葉地方裁判所刑事第1部判事補）
検察官	辻 好 隆	（千葉地方検察庁検事）
検察官	太 田 恭 介	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	新 井 陽 平	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	足 立 啓 輔	（千葉県弁護士会所属）
裁判員経験者	1 番	男
裁判員経験者	2 番	男
裁判員経験者	3 番	女
裁判員経験者	4 番	男
裁判員経験者	5 番	男
裁判員経験者	6 番	（欠席）
裁判員経験者	7 番	女
裁判員経験者	8 番	男

議事要旨

別紙第1のとおり

(別紙第1)

【司会者】

これより、意見交換会を始めます。本日は、よろしくお願ひします。

この意見交換会は、裁判員の経験をされた方々から、御自分の御経験や御意見などをお聞きして、今後の裁判員裁判の改善につなげていこうという趣旨で開催しているものでございます。

今回の意見交換会では、審理の分かりやすさ、あるいは、争点についての判断の難しさがあるとしたら、その原因は何かなどにつままして、皆様方から御経験を踏まえた御意見をお聞きしたいと思っております。

7名の経験者の皆様におかれましては、お忙しい中、裁判員裁判及び本日の意見交換会のために裁判所に足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

申し遅れましたが、私は、本日、司会を務めさせていただきます千葉地方裁判所裁判官の吉井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、裁判官になりまして22年が過ぎようとしておりますが、千葉地裁には、昨年の4月に参りました。裁判員裁判は、千葉地裁を含め二つの裁判所で、これまで合計18件ほど経験しているところでございます。

どの事件でも、裁判員の方、あるいは、補充裁判員の方々から、いろいろ、貴重なお話を伺うことができたと思っておりますが、今日も、改めてよろしくお願ひ申し上げます。

さて、本日の意見交換会には、私以外に、法律家として裁判官2名、検察官2名、及び弁護士2名の方々が同席されています。これらの方々からも、順次、自己紹介をお願ひしたいと思います。

まず、裁判官からお願ひします。

【蛭原裁判官】

私は、裁判官の蛭原と申します。現在、裁判官になって、16年目でございます。裁判員裁判は、これまで、東京、大阪及び千葉の3カ所で経験してまいりまし

た。

裁判員裁判が始まってから、これまでやっていた刑事裁判について、改めて考えるということがよくあります。その時に、単に、これまでと同じやり方をするのではなく、これまでとは少し違った、いろいろなものを見方をすることが必要ではないかと思えますし、その最大のヒントとなるのは、裁判員の方の新鮮な御意見であったり、評議の中での様々な意見交換だったりするのだと感じております。

今日は、そのような意味で、これからの裁判員裁判の発展につながるような、何か、よいヒントをいただけるのではないかと期待をしております。どうぞよろしくをお願いします。

【齊藤裁判官】

裁判官の齊藤仁美と申します。私は、裁判官になって2年目に入ったところです。今まで、17件ほど裁判員裁判の公判を担当いたしました。

どの事件でも、裁判員の皆様から、貴重な御意見をいただいて、大変、勉強になっております。今回も、皆様から、いろいろな御意見を伺って、今後の裁判にいかしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【司会者】

それでは、検察官の方、お願いします。

【辻検察官】

検察官の辻好隆と申します。検事になって、22年目でございます。裁判員裁判は、千葉地検に来てから経験するようになり、この2年間、裁判員裁判の法廷で検察官としての職務を行ってきました。

裁判員の皆様には、判決の後にアンケートを書いていたことがあるのですが、そのアンケートは、非常に勉強になり、その後の執務において参考にさせていただいているところであります。

本日、同席させていただきまして、また、いろいろなお話を伺えることを楽しみにして参りました。どうぞよろしく願いいたします。

【太田検察官】

検察官の太田恭介と申します。私は、検事になりまして、約9年になります。これまで、那覇、東京、青森、そして、千葉で裁判員裁判を担当しております。

立証活動を行う当事者として、今回のような、生でお話をお聞きするという機会は、実は、私にとって初めてのことでありますので、この機会に、遠慮なく、御感想等をお聞かせ願えたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【司会者】

それでは、弁護士の方、お願いします。

【新井弁護士】

弁護士の新井陽平と申します。私は、弁護士になって丸5年が過ぎたところでして、これまで、3件の裁判員裁判を経験しました。

裁判員の方の率直な生の声を聞くという機会はなかなかないので、今日は、是非、いろいろ勉強させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【足立弁護士】

同じく、弁護士の足立啓輔と申します。私は、弁護士として2年目に入ったばかりです。実は、私は、裁判員裁判の経験がありません。というのも、弁護士会の決まりで、弁護士経験2年目に入らないと、裁判員裁判を担当できないということになっていまして、経験したことがないという次第です。

まだ経験していないんですけれども、今後の裁判員を、どのように行っていくかという観点から、勉強させていただこうと思い、参加させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

【司会者】

それでは、我々法律家と裁判員等経験者の皆様方との意見交換をさせていただきたいと思っております。

まず、どのような事件を担当されたかを御紹介いただきながら、裁判員等を務められた全般的な御感想をお聞きしたいと思っております。

それでは、1番の方、お願いします。

【1番】

私は、覚せい剤取締法違反及び関税法違反被告事件の裁判に参加させていただきました。

全般的な感想といたしましては、これまで、直接、裁判に携わるという機会はなかったですし、裁判を傍聴したこともなかったものですから、非常に緊張したというのが率直な感想でした。

また、被告人は、最初から罪を認めていましたので、私としては、心理的に大きな負担を感じることはありませんでした。

審理を終えて、絶対に、被告人席に立つような人間になってはならないなと思いました。

【司会者】

では、2番の方、お願いいたします。

【2番】

私は、1番の方と同じように、量刑だけが争点とされる覚せい剤の密輸事件を担当しました。

全般的な感想ということなんで、思っていることを言わせてもらいます。以前は、裁判員制度について説明をする催しが多く行われていたんですが、私が裁判員に選ばれた時は、余りやってなかったんですね。ですから、最高裁判所から送られてきた資料は、非常に役に立ちましたが、ああいう催しを、常時、どこかでやっていただくと、裁判員に選ばれた時の負担が少しは軽くなるかなと思います。

それから、裁判官の方が非常に親切なんですよ。ここまで親切にしてくれるのかと思いました。それが事前に分かっていたら、もっと気楽に参加できるのかなと思います。

それから、裁判員同士の関係も、とても良好で、自己紹介した後、非常に和気あいあいとなりまして、評議の際も、感情的になることは一切なく、冷静に判断でき

ました。

それから、一つ不満があるのは、新聞の記事なんです。裁判員裁判の判決がひっくり返った時に、何か、ネガティブな報道しかされていないですよ。三審制の中で、なぜ、裁判員裁判だけがひっくり返ると、ネガティブな報道がされるのか。あのような報道がされて、負担感が大きいということになると、辞退する人が増えるのではないかと思います。とにかく、裁判所も、そういう報道記事に対して反論できないのかもしれませんが、裁判員の方が負担にならないような報道をしてくればよいと思います。

それから、裁判員裁判を経験しまして、いろんな会合で、「心配はない。是非、裁判員裁判を経験した方がよい。」という話はしています。本当に貴重な経験で、裁判所が怖いところではなく、少し近い存在に感じるようになりました。ありがとうございました。

【司会者】

3番の方、お願いします。

【3番】

よろしくお願ひいたします。私は、強制わいせつ事件の裁判員裁判に参加しました。法廷での審理や、評議を通じて、裁判は、このようにして一つ一つすごく真剣に進められているのだなと思いました。

私は、少し体調に不安をかかえながら参加したのですが、すごく親切にしてくださいのおかげで、1週間務めることができました。いろんなことをすごく細かく審理したのですが、審理の進め方は、とても分かりやすかったです。

2番の方がおっしゃっていた、裁判員が悩んで判決を出したのに、結論がひっくり返ったということについては、もし、自分が、そのときの裁判員の立場だったら、あのとき悩んだことは何だったのかと考えるんじゃないかと思いました。

今でも、担当した裁判と同じような事件に遭遇したらどうしようと思えることはありますが、全体的には、よい経験ができたと思っています。

【司会者】

4 番の方，お願いします。

【4 番】

私の担当した裁判も，覚せい剤取締法違反の事件で，外国人の被告人が覚せい剤を密輸したという内容でした。殺人事件などの凄惨な事件ではなかったのも，精神的な負担を感じることなく，裁判員裁判に参加することができました。

ただ，被告人は，外国人でしたので，法廷では，通訳を介してやり取りが行われたのですが，そのため，非常に時間がかかりました。また，私は，弁護人や検察官が質問をしているときの被告人の表情や様子を注目したいと思っていたのですが，通訳を介して話をするため，被告人の表情や様子を窺うことができず，その点については，残念に思っています。

全体的に，審理の内容は，非常に分かりやすく，自分では，よく理解できたと思っております。また，裁判官には，お茶を注いでいただくなど，とても親切，丁寧に接していただきましたので，リラックスして参加することができました。

まだ裁判員を経験したことがない方々も，実際に経験してみると，思ったより難しくなく，大変でもないということが分かりますので，不安に思うことはないのかなと思います。最初に言いましたように，私の担当した事件がそんなに難しい事件ではなかったのかもしれませんが，私としては，非常によい経験ができたし，裁判員裁判に参加できて，非常によかったと思っております。

【司会者】

5 番の方，お願いします。

【5 番】

私が担当した事件は，いわゆる飲み屋でいざこざを起こして，被害者を死なせてしまったという傷害致死事件でした。裁判員に選ばれた時に思ったのは，とんでもないことになってしまったなということでした。私のような法律を全く知らない人間が裁判に参加して判決を下してよいのかと不安に思いました。

裁判では、被告人が、事件当時のことは、酒に酔っていたから記憶がないと主張し続けていましたので、記憶がないという人に対して、どのような裁き方が適切な
のか、人は、本当に、酒に酔って記憶をなくすことがあるのか、ずっと悩み続けま
した。そこまでして、裁判官のサポートを受けながら、なんとか、納得のいく結論
を出すことができました。

裁判長を始め、裁判官の方には、本当に、とても親切に接していただきました。
いろんなことを教えてくださり、今では、裁判員をやってよかったなと感じていま
す。周りの人にも、絶対参加すべきだと話しています。裁判が終わった後に、感謝
の気持ちをお伝えしたくて、担当した事件の裁判長へ手紙を書いてしまいました。

【司会者】

7番の方、お願いいたします。

【7番】

私が、担当させていただいた裁判は、覚せい剤の密輸事件でした。

私は、最初から最後まで、すごく楽しんで参加することができました。裁判官の
皆さんは、とても親切な方々でしたし、評議室では、飲み物やお菓子が用意されて
いて、とてもリラックスした雰囲気の中で議論することができました。

裁判員をやる前は、何も分からない人たちが裁判資料を渡されて、全て、自分た
ちだけで量刑などを決めなければならないのかと思っていました。私の職場でも、
「やりたくない。」、「面倒くさい。」、「うざい。」などと否定的な意見を持つ方が多く
います。また、これらの不安や疑問に対する答えにも接したことはありませんでし
た。

しかし、実際に裁判員をやってみると、裁判官を含めてみんなで議論をして、時
には、裁判官が交通整理をしながら議論を進めて行き、みんなの力を合わせて結論
を導き出すのだということが分かりました。

私の担当した裁判は、最後の最後に、被告人の発言により、どんでん返しで終わ
ってしまいました。

【司会者】

どんでん返しというのは、被告人が争っていた事実を認めてしまう発言をしてしまったということですか。

【7番】

そういうことです。

【司会者】

8番の方も、7番の方と同じ事件を担当されたようです。では、8番の方、お願いします。

【8番】

裁判員に選ばれたときは、たくさんいる候補者の中から、何で自分が選ばれたのかなと、非常にびっくりしました。また、裁判員と補充裁判員の中で、男性は、私一人だけだったので、更にびっくりしました。

私が担当した裁判は、覚せい剤取締法違反事件で、選任手続の翌日から審理が始まりました。選ばれてすぐでしたので、緊張していたんですが、評議室に入ると、お茶やお菓子が用意されていて、なごやかな雰囲気でしたので、緊張がほぐれました。

審理の内容については、裁判長から、難しい用語などについて、かみくだいて説明していただきましたので、非常に分かりやすかったと思います。また、7番の方がおしゃったように、最後に、大どんでん返しが待っていて、そのことが印象に残っています。

裁判員に選ばれたという話を知人にすると、「すごいのに当たっちゃったね。」と言われましたけれども、私は、裁判員の経験ができて、非常によかったなと感じていますので、周りの方には、「1回やってみるといいよ。」「いい経験になると思うよ。」と話しています。

【司会者】

最初、事実が争われていたとすると、証人尋問なども行われたのだと思うのです

が、最後の最後に、被告人が思わずしゃべってしまったということだったのでしょうか。

【8番】

司法取引ではないですけども、自分の罪を軽くしてくれるのだったら、荷物を預けた人がやった悪いこと全部を話すと言ってしまい、被告人は、事情を知ってて運んだのだということが明らかになってしまいました。

【司会者】

被告人が認めるような話をしたからといって、評議をしなかったということではなく、争われている部分については、当然、評議が行われたということによろしいでしょうか。

【8番】

はい、評議は行われました。

【司会者】

では、次に、審理についての御感想をお伺いしたいと思います。審理や評議が分かりやすいものになっていることが裁判員裁判の生命線で、裁判員の皆様方が分かりにくいと感じるような裁判をしているようでは、裁判員制度をやる意味がないという話にもなりかねないわけでございます。分かりやすい裁判を実現することは、本当に大事なことだと思っておりますが、その辺について、審理全体を通じて、どのようにお感じになったか、お聞きしたいと思います。

それでは、審理や証拠調べ等の中で、分かりやすいと感じたところ、あるいは、分かりにくいと感じたところ、又は不要だと感じたところ、あるいは、もっと詳しく知りたかったなどといったような観点から御感想をお話しいただけますでしょうか。

【8番】

私が担当した事件も、被告人が外国人だったので、法廷では通訳が行われたのですが、やり取りにワンクッション入るので、聴き取りにくいと感じました。

それと、弁護人が上手に話をされるのに対して、検察官は、まだ経験が浅いのか、しどろもどろというか、不慣れな様子でしたので、もう少し頑張ってもらいたいですね。

【1番】

私が担当した事件の被告人も、外国人だったのですが、弁護人は、被告人とうまく意思疎通ができていないのではないかと感じました。被告人は、罪を全て認めてはいたのですが、弁護人として、もう少し、被告人のために発言をしてあげてほしかったと感じました。きちんと被告人との意思疎通ができていれば、もう少し私も裁判員に訴えかける部分があったのではないかと思います。

【司会者】

弁護人と被告人のコミュニケーションがうまく取れていなかったと感じた理由をお話しいただけますか。

【1番】

判決宣告の際、主文の量刑を聞いた被告人がびっくりした表情をしていて、見てるこっちがかわいそうになるくらいの様子でした。

裁判の争点は何かとか、有罪の場合に量刑がどれくらいになるか、情状酌量についてなどの説明をきちんとしていれば、あのような表情にはならなかったんじゃないかと思います。

【5番】

私が担当した裁判では、被害者が亡くなっていて、御遺体を解剖した大学の先生が法廷で死亡原因について説明をして、解剖所見とか、写真が証拠として出てきたんですけれども、死亡原因は、争点とはされていなかったのに、あえて写真などをモニターに映し出す必要がどれだけあったのか疑問に思いました。

【司会者】

評議の中では、その写真のことが余り話題には上らなかったような印象を持たれたということでしょうか。

【5番】

はい。ですから、最初から最後まで、本当に必要な画像だったのかなと疑問に感じていました。

【司会者】

確か、5番の方が担当された事件では、女性の目撃者の方がいらっしゃったんですかね。

【5番】

目撃者は、いたんですけれども、事件当時、皆さん、お酒を飲んでいたようで、証言の内容が様々で、どれが本当なのか最後まで分かりませんでした。血痕の証拠は、あったのですけれども、被告人は、否定していました。

【7番】

私が担当した事件は、スーツケースや旅行用品など証拠の数がとても多くて、検察官がものすごい速さで品目等を読み上げられたのですが、私は、その速さについていけず、メモを取ることもできませんでした。証拠の中には、パンツや靴下などが含まれていたのですが、これら全部について証拠として提出する必要があるのだろうか、不要なものは省いてもよいのではないかと思いました。

それから、旅券やメール、あるいは、写真、図面などが、ものすごい速さで、次々とモニターに映し出されるのですが、裁判官や検察官、弁護人は、慣れていらっしゃるので、問題ないんだと思うんですけれども、私たち裁判員には、見たものの記憶が残らないくらいの速さでした。事前に写真の一覧を渡していただくなどの工夫があれば、よかったなと思いました。

あとは、被告人が外国人の場合、通訳を介しますので、どうしても、やり取りが分かりにくい部分があると思います。質問の内容は、あらかじめ決まっているわけですから、質問の要旨だけでも渡していただけると、被告人の表情の意味などが分かり、見やすくなるのかなと思いました。

【司会者】

その後の評議などで、被告人が何を持ってきたのかとか、被告人の持ち物の写真について何か話題になって、重要な問題になったりしたということはあったんでしょうか。

【7番】

争点の内容は、そもそも、違法な物をかばんに入れて持ち込んだのですが、それは、本人が分かっててやったことなのかということ、持ち込まれた物は、最初から入っていたのではなかったのか、本人が途中で入れたのか、それとも、第三者が勝手に入れ込んだのかということでした。評議では、証拠からいろいろ読み取り、様々な意見がでてきました。

本人の意思でかばんを用意したのかという点が争点となっていますので、どうしても、かばんの中身を知る必要がありました。ですが、すごい速さで映し出されても、よく分からなかったのか、かばんの中身を確認するために、わざわざ休憩をとっていただくことになりました。

【司会者】

今のことについては、8番の方も、同じですか。

【8番】

はい、そうでしたね。

【司会者】

証拠調べについての御感想として、もっとやってほしかった、あるいは、必要ないと感じたものがあった、それから、証拠調べのやり方について改善が必要ではないかという趣旨のことを述べていただきました。

もう一つは、検察官が何を聞こうとしているのかがやや分かりにくかったような感じがするというお話もしていただいたかと思うのですが、それは、被告人質問でのことでしょうか。

【7番】

証人尋問でも、被告人質問でも、そうでした。被告人は、質問の意味がよく分か

っていない様子でしたし、それを見聞きしている私たちは、通訳が入ることで、より一層分かりにくく感じて、質問されたときの被告人の表情を見ても、それがどんな気持ちを表しているのか分からないという感じでした。

【司会者】

検察官の方で、何か御意見はありますか。

【太田検察官】

先ほどのお話から想像すると、恐らく、担当の検察官が、そもそも、しどろもどろだったので、分かりにくかったのだらうと思うのですが、現在、我々は、裁判員裁判で証人尋問をやるときは、尋問のテーマを記載したメモを作成し、裁判員の皆様へお渡ししているのです、尋問中、今、どういうテーマについて聞いているのかという大枠が分かるようにはさせていただいております。しかし、それでもなかなか分かりにくいということだと、例えば、もう少しテーマを細かくしていくというようなことでの対応は可能なのかなと、御感想を聞いて思った次第です。

【司会者】

必要な証拠物の取調べとかの関係で、何か、もうちょっと工夫の余地がないのかという辺りについては、いかがでしょうか。

【太田検察官】

証拠物に関して、特に、密輸事件の場合には、事前の打合せで、検察官と弁護人双方とも事件との関係はないものと考えていたとしても、後々、公判において、スーツケースの中には何が入っていたのかということが問題になったときに、裁判所に証拠として出ていないという事態は避けなければならないので、中身のものについても証拠として提出し、法廷で、中身についての説明をした上で、今回の事件では、密輸にかかわるようなものはなかったという説明をすることにしていきます。

ただ、先ほど、お話を聞いた限りですと、事案の中では、被告人自身がスーツケースの中身を自分で詰めたのか、あるいは、別の人間が準備したものだったんじゃないのかというところが争点だったようですので、中身のものが証拠として提出さ

れたのだと思います。恐らく、スライドだけではなくて、証拠物そのものを御覧になっていると思うのですが、そうであれば、こちらとしても、時間をしっかりとって、裁判員の反応を窺いながら、ゆっくり進めるべきだったのかなと、聞いていて思いました。

【司会者】

先ほどの5番の方のお話も、今のお話と根っこの部分は、相通じているのかなという感じがしていて、これは、私の想像なんですけれども、多分、その解剖されたお医者様のお話というのが、解剖した御遺体の状況と目撃者の語っている暴行の状況が矛盾しないという限度では、関係があったのかなと、お話を伺っていて思ったのですが、そういう観点からのお話は、なかったのでしょうか。

【5番】

私がずっと思っていたのは、被害者は、身体機能に障害が生じて亡くなられたんですね。それで、その障害は、身体にある作用が加わると、簡単に起こり得るものだという話をするわけです。ですが、その作用が加えられたことで障害が生じて、被害者が亡くなったのかどうかについては、話をしていないわけなので、解剖した所見の写真を見せる必要性を全く感じませんでした。

そこが争われていれば、当然必要になってくると思うんですけれども、争われていない中でのその写真は要らないのではないかなと感じました。

【司会者】

証人尋問や被告人質問、あるいは、証拠書類、写真、図面、あるいは、メール、それから、供述調書の朗読なども、適宜、行われているかと思うんですけれども、この辺りについて、他に、何かお気づきになったことはありますか。

3番の方は、事件が5件もあったようですが、幾つもあると、聞いている分量も、ある程度多かったのではないかと思います。あるいは、内容が性犯罪なので、いろいろお感じになるところもあったのではないかと思います。いかがでしょうか。

【3番】

2日間に5件の犯罪が行われたという事件だったのですが、裁判では、手の位置がどうか、足の位置がどうか、非常に細かい話がでてきました。最初は、手や足の位置がどこにあらうが、犯罪は行えるわけで、また、被害者の方とはともかく、被告人は、犯罪行為に夢中で、細かいことまで覚えているのか疑問であるし、そんな細かい話は重要ではないと考えていたのですが、審理では、指が何本だったかということまで、厳密に事実が認定されていきましたので、そこまでしてやるからこそ、裁判は成り立っていくんだな、裁判は大変なのだなと思いました。

【司会者】

先ほどから、千葉ならではのということで、外国人の事件が多くて、通訳にまつわる話題が多々出ているという印象です。4番の方も、通訳の関係で、被告人の表情について、もうちょっと注目して見ていきかけたけれども、なかなかそれは難しいという話が出ていました。先ほど、8番の方や1番の方がおっしゃったような話とも通じるところがあるのでしょうか。何か、補足してありましたら、お願いします。

【4番】

被告人は、終始、法廷で、持ち込んだバックの中に覚せい剤が入っていたことは知らなかったと述べていましたから、判決を決める際の評議では、本当に、被告人は知らなかったのか、すごく悩みました。ですから、裁判員の間で、被告人の表情の一つ一つを、もっと、きちんと確認できれば、よかったのになという話は出ました。

【司会者】

ありがとうございました。これより10分間の休憩とします。

(休憩)

【司会者】

それでは、再開させていただきます。

先ほど、5番の方がおっしゃっていた解剖の画像のお話についてなんですが、

5番の方御自身は、画像を見ても、それほど気にはならなかったけれども、人によっては精神的なショックを受けることもあり得るのではないかという御意見と理解してよろしいでしょうか。

【5番】

私自身は、そういう写真や画像に関しては、全然、気にはならなかったんですけども、写真が示された次の日に、裁判員の方で、夢に出てきたという趣旨の話をされた方がいらっしゃいました。もしかしたら、他の方の中にも、画像が頭から離れないと悩んでいる方がいたかもしれません。

そういう写真が出てくるかもしれないという説明は、事前にあったのですが、どの程度の写真が出てくるのか分からず、結局、審理が始まって初めて、どういう写真かが分かるという状況でした。

【司会者】

裁判員の選任手続の際に、写真とかイラストが審理の中で出てくる可能性がある場合には、そのことを裁判員候補者の方にお伝えし、もし、心配だという方がいらっしゃれば、裁判長にお話ししていただいた上で、抽選をしているのですが、5番の方から、そのときのことをお話しいただきました。

ただ、選任手続の段階で、実物を直接見せられるわけではございませんので、どの程度のものなのか、自分が耐えられる程度のものなのか分からないというお話でしたし、裁判員に選ばれた方の中には、画像を見たことを気にしておられる方もいらっしゃったんじゃないかということでした。特に、先ほどおっしゃったように、余り必要性が感じられない画像を見たことによって、そういう事態になったのだとすると、それはどうなのかと疑問を感じられたということでした。

証拠の必要性については、検察官も弁護人も吟味をしているはずだろうと思えますし、裁判所も吟味しているのですが、より一層、いろいろ考えていかなければならないことだろうと思えますし、選任手続の中で、どのようにケアをしていくのかということについても、考えないといけない部分があるのではないかと思った次第

です。

他に、証人尋問や被告人質問、証拠書類の取調べ、あるいは、冒頭陳述、論告・弁論、このような手続の中で、当事者の活動について、分かりにくかった点、あるいは、分かりやすかった点について、御意見のある方は、いらっしゃいますでしょうか。

【2番】

評議は、すごく分かりやすかったです。分からない裁判用語を丁寧に教えてくれましたし、進行役の方の進め方がとても上手で、裁判員からうまく意見を引き出し、疑問に思っている小さなことについても、取り上げて解説してくれて、また、議論をまとめるのも上手で、とてもスムーズに評議が進行していき、感心しました。

【司会者】

他には、いかがでしょうか。今のような評議のことでも結構ですし、あるいは、審理のことでも結構です。

更にいうならば、争点の判断がちょっと難しいということではなかったでしょうか。もし、難しいとすれば、その原因はどんなことでしょうかということについても、御意見をお聞きしたいと思います。

皆さんが担当された事件では、どれくらいの量刑が適切かとか、被告人はどこを触ったのかとか、被告人は覚せい剤と分かっていたのかとか、被告人が暴行したのか、全然記憶がないと言っている被告人が暴行したと認定してよいのかなどといった争点があったと思いますが、そういう争点の判断で、ちょっと難しいなと思われたところがあれば、お話しいただきたいと思います。

【8番】

先ほど言いましたけれども、被告人は、自分の身の上話だったり、母国に子どもと奥さんがいるとかいうことを感情を交えて話していたようなんですけれども、通訳の方は、聞いたことを日本語に直して伝えてくれるだけですので、被告人が本当に持っている感情が全くこちらに伝わってこないということで、難しく感じました。

【司会者】

今のお話は、重要な情報が裁判員や裁判官に、通訳を介すことによって、十分に伝え切れていない部分があるんじゃないかという、通訳を要する事件での難しさということについての御指摘でした。

他に、証拠調べの中身として、もっとこうすれば、よかったんじゃないかということや、あるいは、評議をやっていく中で、難しいと感じられたところ、かつ、それはどの辺が原因だと感じられたのかなどについて、御意見をお聞きしたいと思います。

【7番】

被告人は、覚せい剤が入っていると分かっている、自分の意思で持ち込んだのが争点だったのですが、税関で捕まったときに供述した内容と、その後の取調べで供述した内容が違って、何が本当のことなのか、全く分かりませんでした。法廷で通訳を介して聞いた内容も、よく分からず、供述の内容が変遷していきますので、証拠物をじっくり見ながら、これだけのものが入っていたのに、本人は、本当に気付かなかったんだろうかなどと考えなければならず、それがすごく難しいと感じました。

あとは、検察官や弁護人が争点について説明してくれたのですが、法廷で聞いていて、正直、ほとんど理解できませんでした。なので、もうちょっと分かりやすく、かみくだいて説明していただければ、分かりやすいんじゃないかと思います。

【司会者】

今の7番、8番の方が担当された事件は、覚せい剤が被告人の持ってきた荷物の中に入っていたんだけど、被告人は、その覚せい剤は誰か別の人が入れたもので、自分は知らなかったと言っているのが争点だったということなんだろうと思います。

その辺からして、法廷で話を聞いているときに、なかなか理解が追いつかないような部分があったというお話だと思います。

5番の方が担当された事件も、証人がたくさんいる事件だったようです。事件前後の状況を目撃していた何人かの方々を証人として呼んで、話を聞いたようですが、先ほど、おっしゃったように、居酒屋で酒を飲んでいる中での事件なので、目撃していた方々皆さんがお酒飲んでいて、そういう人たちが何人も証人として出てきて、それぞれ話をするので、どれを柱にしてやっていけばよいのかというところの見極めがなかなか難しいということだったと思うのですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

【5番】

はい、そうです。あと、事件現場で飲んでいる人たちの間にも、利害関係があるみたいでした。被告人は、最初から無罪を主張していて、弁護人は、真犯人は現場にいた人たちの中にいるというような主張をしていました。この裁判は、最終的にどういう判断をするのが適切なのか、すごく悩みました。

被害者の親御さんに対して、最初に、「すみませんでした。」と言えれば、もっと気持ちは変わったのかもしれない。「やってません。」「無罪を主張します。」で終わってしまった。一人の方が亡くなっていますので、何か悲しい事件だったなと思いました。

【司会者】

お酒を飲んでいる中で、記憶の問題もあるし、また、それぞれの関係者の間に利害関係があるので、その見極めというのはなかなか難しいし、かつ、事件としては、人が一人亡くなっているのです、その事件の審理としてどういう裁判がよかったのかなということをお感じになられたということだと思います。

4番の方が担当された事件も、確か、覚せい剤の事件だったかと思うんですけども、事実関係に争いがあったということでしょうか。

その辺で、判断が難しかったと感じられたことは、ありましたでしょうか。

【4番】

ちょっと、この意見交換会の趣旨とは違うかもしれませんが、よろしいでしょう

か。

被告人は、日本で買ったら1,000円にもならないようなもので、しかも、中には何も入っていないポストバッグを誰かに渡せば、幾らかの報酬がもらえますよという話を持ちかけられて、日本に持ち込んだのだと。だから、被告人は、「私は知らなかった。覚せい剤なんか持ってない。」と言って争っていて、弁護人も、無罪を主張していました。

私の常識からすると、被告人という立場にあるといっても、何でこんな話で無罪と言えるのかなと感じました。何か、理由があるのか、その辺のところを聞いたかったですけれども。

【司会者】

これは、私がお答えするよりも、弁護士の方にお答えしていただいた方がよいのかもしれませんが、基本的には、弁護士には職業倫理と申しますか、被告人の弁護をするという立場が大前提としてございますので。

【4番】

でも、無罪ですか。

【司会者】

恐らく、その辺が、何か、影響しているんだろうと思いますけれども、弁護士の方、いかがですか。

【新井弁護士】

大変厳しい御指摘だと思います。おっしゃるとおりでして、我々弁護人も、被告人本人からいろいろ事情を聞きますが、それはやっぱり難しいよと思うことは非常に多いです。

そのように思ったときには、当然、被告人にもぶつけます。ぶつけてみて、「どうなの。」と、裁判でこうなる可能性も高いよという話もするんですけれども、それでも、徹頭徹尾、自分はやっていないんだと、知らなかったんだということになった場合には、やはり弁護人の立場としては、被告人のその主張を弁護人が勝手に変え

て、有罪というわけにはいかないというところです。

ですから、最終的に裁判で出てくるところは、「これ無罪かい。」って思うことは正直ありますけれども、そこに至るまでには、当然、どういう方針をとったら、どういう結果があり得るよとか、いろんなプラス面、マイナス面あるよとか、そういうのを含めていろいろ話をした上で、それでも変わらないということであれば、弁護人としては、それを前提に公判を進めるしかないというところです。

【司会者】

弁護士さんのお立場上、そういうことになっていて、被告人といろいろなコミュニケーションをとった中で、被告人に納得してもらえれば、問題ないんだろうと思うんですけれども、納得してもらえないのであれば、弁護人のお仕事としては、その立場でやるしかないという制約があるんだろうとは、一般的にいわれているところかなと思います。

【足立弁護士】

私が個人的に思っているのは、やはり、弁護人は、他の人が幾ら敵になっても、最後の味方でなきゃいけないと考えているわけですよ。

当然、このような客観的証拠があるので、あなたの供述は信用性がないと言われる可能性が高いですよと説明をします。それでも、被告人が無罪の主張をするならば、そこは、弁護人も、被告人を信じてやらないといけません。それが弁護人の仕事だと思っていますので、なかなか御理解いただけないかもしれないですけども、そういう仕事なんだと私は考えております。

【新井弁護士】

全くそのとおりのスタンスなんですけれども、私のやり方について話をしますと、たとえ、弁護人の職責を果たすために無罪を争ったとしても、自分も関わってしまったという意味でまずかったところはあるだろうというところを掘り下げていって、反省というか、そこら辺を明らかにしていくというのはあるのかなと思っています。

それぞれ弁護人によって立場が違うんですけれども、私は、どちらかというと、

無罪でもこういうふうになったのは、どこか自分にまずかった点があるんじゃないのかと考えて、少しでも建設的な審理をしていただけるように伝えているところです。

【司会者】

今、お話しいただいたのは、被告人が覚せい剤が入っているとは知らなかったと供述した事件のお話だと思うんですけども、4番の方から見ると、被告人の言っていることは、常識的にないんじゃないのというふうに感じられたということだろうと思います。

そういう状況の中で、被告人が覚せい剤だと分かって日本に持ってきたと言えるかどうかという争点の部分について、御判断、あるいは、評議をされたんだろうと思うんですけども、今のお話だと、その判断には難しいところはあんまりなかったという御感想でしょうか。

【4番】

はい。評議は、非常にスムーズに進んでいきました。

【司会者】

3番の方の事件では、被告人がどこを触ったかということが争点になっているような部分もあったというお話がありましたが、その辺について、何かございますでしょうか。

【3番】

裁判に携わるまでは、そういう細かいところまで審理しているということは、知りませんでした。被告人の手の位置や動きについて、すごく細かく議論をしてみて、手の位置が違えば、全く違う結果が得られることが分かり、細かいところまで審理をするということは、本当に必要なんだなということが分かりました。

また、被告人は、まだ若いので、更生の機会を与えるのかどうなのか、みんなで考えました。だから、議論を積み重ねた上で出した結論でしたので、納得できる判決が出せたと思っています。

【司会者】

ありがとうございます。今、3番の方から、事実認定についての判断の難しさと同時に、量刑の判断で、いろいろな議論の経緯があったという話をしていただきました。

量刑については、恐らく、ここにいらっしゃる皆さんは、評議でいろいろ議論を交わされている方々ばかりだと思いますので、いろいろ悩まれたと思うのですが、その辺りについて、お話をお伺いできますでしょうか。

1番や2番の方が担当された事件は、確か、事実関係に余り争いがなくて、量刑が問題になった事件だったと思いますが、いかがでしょうか。

【1番】

覚せい剤は、危険な薬物で、密輸された覚せい剤によって、二次被害、三次被害が起こり、人が亡くなるということが起こるかもしれないということを考えさせられる機会となりました。量刑をどうするか、みんなで議論を交わして、最終的な結論に至りました。

【司会者】

2番の方は、いかがでしょうか。量刑の判断で、何か難しさみたいなものを感じたということがありますでしょうか。

【2番】

裁判官に丁寧に説明していただいたということもありまして、難しく感じることなく、量刑を決めることができました。

なお、懲役刑の期間は、求刑よりも短くなったんですけども、罰金刑については、求刑どおりの内容に決まりました。

【司会者】

4番の方は、量刑の判断については、特に難しさというのは感じられなかったという御感想でしょうか。

【4番】

量刑については、それほど時間がかからず決めることができました。

【司会者】

ありがとうございます。

では、最後に、仕事や家事との調整等、裁判員をお務めいただく中で、いろいろと御負担もあろうかと思うんですけれども、その辺りについて御意見、御感想などをお聞かせいただけますでしょうか。

【5番】

私が裁判員裁判に参加したときは、職場から公休をもらいました。ですけれども、以前、他にも裁判員裁判に呼ばれた方がいて、その人は、公休じゃなくて、有給で参加したということでした。有給か公休かと、人によって違うというのもおかしな話で、公平にさせていただくようにならないといけないと思いますが、それを会社などの事業主に任せるのではなくて、みんなが公平に休むことができるように、国がきちんとした制度を整備するべきだと思いますし、そうすれば、もっと参加しやすくなるのかなという気はしました。

【司会者】

裁判員裁判を始めるころは、裁判員裁判のPRのために、民間企業に出向いて御説明をさせていただいて、その中で、お休みについても、こういうことが考えられますと、御紹介をしてきたんですけれども、現状は、まだそういう状況なのかなと認識しておりまして、今後の課題だと思っているところです。

【4番】

私が選任手続にやって来たときに、ものすごい人数の人が呼ばれて裁判所に集まっていたのですが、もう少し少ない人数で選任手続を行った方が、費用面にしても、国民の負担感にしても、軽減されるんじゃないかと思います。

【司会者】

おっしゃるとおりです。

何でそうなるかという、結局、選任手続の段階に至るまでに、それなりに多く

の方が辞退の申出をされます。それで、皆様に直接裁判所にお越しいただく前の段階で、どれぐらいの方が辞退を申し出られるかというところが、正直、読み切れないところがございます。そのために、ある程度多くの方にお声を掛けざるを得ないというのが正直なところでございます。

現在は、ここ数年間のこの実績を踏まえて運用しているのですが、今後は、更にデータの蓄積が進んで、より精緻な予測ができるようになっていけば、真に適正な人数の方々だけ来ていただくということが可能になるのかなというふうに思いますけれども、現状は、今、お話ししたようなことで、努力しているということであります。

【4番】

手紙を出したときに、その人たちの希望は、聞けないんですか。裁判所に来ないと分からないんですかね。

【司会者】

裁判所からお便りを出して、お答えをいただける方もいれば、お答えをいただけない方もいらっしゃるというのが現実でございます。

【4番】

それは、呼ばなきゃいいんじゃないですか。

【司会者】

というと、どういう感じにすれば、よろしいですか。

【8番】

今は、60人くらい呼んで、1回集めて、そこで、こんな事件を担当してもらいますというお話をして、辞退する人を選んで、最後に6人選びますよね。

それを、最初から全部書面でやり取りをして、最終に残った6人だけが裁判所に来るようにすればよいのではないんですか。

【4番】

そこまで少なくしなくてもよいんですけれども、私のときだって70人ぐらい来

てるわけですよ。

【司会者】

70人もですか。

【4番】

60人以上は来ていると思いますよ。

【司会者】

今は、そんなには来ておられないんですよ。20人とか、多くて30人ぐらいしか来ていないんですね。

現状は、そういう状況になっておりまして、恐らく、そういうことも、どれぐらいの方にお越しいただけるかというデータの蓄積によって、徐々に徐々に絞られていってるという状況だということでございます。

【2番】

あなたが裁判員として務めることができる期間がありますかというようなことを聞けば、もう少し、幅広く裁判員裁判を経験できる人が増えるんじゃないかと思います。

それから、私の場合は、裁判員に選ばれたのがたまたま退職した後でしたので、そういう面での負担は感じなかったんですけども、できれば1回事情を聞いていただいて、この日は大丈夫だというときに選んでいただければ、もう問題なく参加できて、断る必要もなくなるんじゃないかと思います。

【3番】

これは、全く自分勝手な都合ですけども、以前、こちらへ来たときに、お伺いしたんですけども、「1回やったら、もう来ないですよ。」と聞いたら、「また行くことはあります。ただ、5年間は、断ることができます。」と言われたんですね。何かその辺を改善して、同じ人にあんまりいかないように回していただいて、より多くの方が経験できたらよいかなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

それでは、記者の方、お聞きになりたいことは、ありますか。

【毎日新聞記者】

皆さんの意見を伺って、一人一人の裁判員の方が真剣に審理に参加しているという印象を覚えました。

その上で、ちょっとお伺いできればなと思っていますことがあります。確か、2番の方と3番の方のお話の中で、控訴審での話が出てたと思うんですけども、そうやって一生懸命考えて、しかも、プロの裁判官と意見を交えて、事実認定についても量刑についても判断した判決が控訴審で変わってしまうことがあります。その場合、せっかく考えたのに、何でプロの裁判官だけで裁判をしている控訴審で判断が変わってしまうのかという不満を感じられるのか、あるいは、それは、それで、三審制で行っている以上、納得できるというお考えをお持ちなのか、その辺のことをお伺いできればと思います。

控訴審で変わっていないという場合でも、3番さんの方は、非常に心理的なストレスになるというお話があったと思うんですけども、仮に、変わってしまったら、どう思うのかというようなことをお伺いしたいと思います。

【2番】

私は、三審制なので、ひっくり返っても、しょうがないと思います。これは、裁判官が判決を下した裁判でも、上訴審でひっくり返えることはありますよね。ただ、その際に、一生懸命やったのに、無駄だったねみたいな新聞の論調があるのが嫌だということだけなんです。

一生懸命やっても、それが証拠の見方によって違う場合もある。ですから、努力したことは、認めてほしいんですけども、その努力が無駄だという記事が目につきますので、それは、できたらやめていただいて、裁判所の方で一生懸命みんな努力して、その成果は他のところで現れているというふうなことが新聞の中で出てくれば、裁判員の方たちも、自分たちのやった努力は少しは報われてるんだなという

意識になると思います。

今のままの報道では、何かやっただけ無駄だったと否定的な印象しか感じる事ができません。国民にやってもらおうという肯定的な印象は、私は感じる事ができなかつたと、そういうことを言ってるんです。

それから、前にも私は言いましたけれども、その前のときには素人判断でって書かれてたんです。ですが、実際は、素人だけじゃなくて、裁判官一人が賛成しないと評決できないんです。ですから、裁判所の方で、できるだけ裁判員の方がやって無駄じゃなかつたというPRをしてほしいと申し上げた次第です。

【3番】

すみません、ほぼ同じなんですけれども、プロの方がやって、そうなるんだから、それは、それで仕方ないと思うんですけれども、素人の私たちがすごい悩んで、すごい考えて出した結論に対して、その間のことが報われたような報道はされてないから、その辺をもうちょっとフォローするような報道があれば、納得できるんじゃないかなって思います。

【司会者】

それでは、長時間、お話しいただきまして、どうもありがとうございました。今日、伺ったお話を今後の仕事の中でいかしていきたいなと思っております。本日は、どうもありがとうございました。

(別紙第2)

話題事項

1 裁判員を務められた全般的な感想

どのような事件で裁判員を務められたかを御紹介いただきながら、裁判員を務められた全般的な感想をお話してください。

2 審理についての感想

(1) 次のア～オの検察官や弁護人の活動は分かりやすいものでしたか。

ア 冒頭陳述（事件のあらましなど）

イ 証拠書類・証拠物の取調べ（説明）

（ア） 写真や図面

（イ） メール

（ウ） 供述調書（朗読）

（エ） その他

ウ 証人尋問

エ 被告人質問

オ 論告・弁論（検察官・弁護人の最終意見）

(2) 事件の審理全体を通じて、争点について考えることは難しかったですでしょうか。

その原因は何でしょうか。

3 その他

仕事や家事等との調整など、裁判員を務める負担感について、御意見があればお聞かせ下さい。